

(写)

事 務 連 絡
令和 8 年 3 月 24 日

【意向表明者】

自動車総連鹿児島地方協議会 販売部門連絡会 議長 崎山 広樹 殿

【労働者側】

日本労働組合総連合会鹿児島県連合会 会長 海蔵 伸一 殿

【経営者側】

鹿児島県経営者協会 会長 岩元 義弘 殿

(※宛名については、便宜上まとめて記載)

鹿児島労働局労働基準部
賃金室長

鹿児島県特定(産業別)最低賃金に係る
適用労働者数等の通知について

自動車総連鹿児島地方協議会販売部門連絡会 議長 崎山 広樹 から令和 8 年 3 月 24 日付けをもって、別添写しのとおり特定(産業別)最低賃金の改正に関する申出の意向表明がありましたので、当該最低賃金に係る適用労働者数等を下記のとおり通知いたします。

記

- 1 特定(産業別)最低賃金件名
鹿児島県自動車(新車)小売業最低賃金
- 2 適用労働者数(基幹的労働者数)
2,769 人
- 3 適用事業場数
238 事業場
- 4 その他
 - (1) 上記の数値は、総務省所管の令和 3 年経済センサス-活動調査結果に基づき算定しています。
 - (2) 特定(産業別)最低賃金の改正の申出の時期までの間に、適用労働者数等の数値に大幅な増減があった場合は、改めて通知します。